金融ＡＤＲ対応について

１．　当社の金融商品取引に関する苦情処理・紛争処理に係る業務運営体制

当社は、金融商品に関する苦情処理・紛争処理について紛争解決等業務の種別ごとに以下の措置を講じています。

紛争解決等業務の種別	苦情処理措置　　紛争解決措置
第一種金融商品取引業	指定紛争解決機関である特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター（ＦＩＮＭＡＣ）を利用する措置
第二種金融商品取引業	ＦＩＮＭＡＣを利用する措置
貸金業	指定紛争解決機関である日本貸金業協会を利用する措置

２．　当社の金融商品取引に関する苦情・紛争の受付窓口

当社は、以下の窓口において、お客様からの金融商品取引に関する苦情又は紛争のお申し出を受付けます。

紛争解決等業務の種別	苦情処理措置　　紛争解決措置
第一種金融商品取引業	特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター（ＦＩＮＭＡＣ） 東京事務所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町２－１－１　第二証券会館 大阪事務所：〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜１－５－５　大阪平和ビル 電話番号：０１２０－６４－５００５（フリーダイアル） （月～金曜日 9：00～17：00 祝祭日・年末年始を除く）
第二種金融商品取引業	
貸金業	日本貸金業協会　貸金業相談・紛争解決センター 〒108-0074　東京都港区高輪３－１９－１５　二葉高輪ビル 2 階 電話番号：０５７０－０５１－０５１（フリーダイアル） （月～金曜日 9：00～17：00　祝祭日・年末年始を除く）